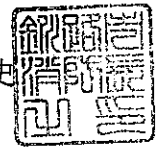


釧路市消防本部告示第2号

「釧路市火災予防条例」（平成17年釧路市条例第238号）第59条の3第1項及び「釧路市火災予防条例第59条の3第1項の規定に基づき消防長が定める要件」（平成26年釧路市消防本部告示第2号）に該当する催しで、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な影響を与えるおそれがあると認める催しを下記のとおり指定する。

令和7年6月4日

釧路市消防長 佐々木 和史



記

1 厳島神社例大祭に合わせた耐震岸壁露店

- (1) 開催場所 釧路港東港区耐震・旅客船ターミナル及び幸町緑地
- (2) 開催期間 令和7年7月11日（金）～令和7年7月13日（日）
- (3) 主催者 北海道街商協同組合

2 港まつり市民広場

- (1) 開催場所 釧路港東港区耐震・旅客船ターミナル及び幸町緑地
- (2) 開催期間 令和7年8月1日（金）～令和7年8月3日（日）
- (3) 主催者 北海道街商協同組合